

	労働安全衛生法令により、事業者が情報を取り扱うことについて	健康情報取扱いのルールにより、事業者が取り扱う情報を制限することについて
健康診断の受診・未受診の情報	可能	可能
健康診断の結果（法定の項目）	可能	可能
健康診断の結果（法定外の項目）	不可能	—
健康診断後の医師の意見	可能	不可能
保健指導の結果	不可能	—
再検査の結果	不可能	—
精密検査の結果	不可能	—
長時間労働者の面接指導の申出	可能	不可能
長時間労働者の面接指導の結果	可能	可能
長時間労働者の面接指導後の医師の意見	可能	不可能
ストレスチェックの結果	不可能	—
高ストレス者の面接指導の申出	可能	不可能
高ストレス者の面接指導の結果	可能	可能
高ストレス者の面接指導後の医師の意見	可能	不可能
ストレスチェックの集団分析の結果	可能(労働者数 10 人未満の事業場に限り不可能)	不可能
健康相談の結果	不可能	—
がん検診の結果	不可能	—
職場復帰のための面談の結果	不可能	—
治療と仕事の両立支援のための主治医の意見書	不可能	—
通院状況等疾病管理のための情報	不可能	—

(例)

- ① 健康診断の結果について、既往歴及び業務歴は労働安全衛生法令に規定する項目であるが、家族歴等は法定外の項目であり、本人の同意なく事業者が取り扱うことはできないため、運用上、産業医等の医療職者が加工を行い、就業制限のために事業者が取り扱う必要がある場合は、本人の同意を取得することが必要となる。
- ② 労働安全衛生法令に基づき行われた健康診断の結果のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目については、事業者は保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供しなければならないこととされているため、労働者の同意なく事業者から保険者に提供できる。